

14.5

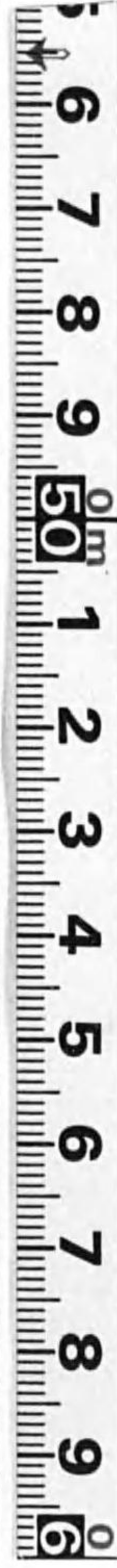
118

14.5-118



1200501214253

パン
支那に於ける無盡の慣習
南洋鉄道株式会社



始



パンフレット第四十八號

支那に於ける無盡の慣習

南滿洲鐵道株式會社
庶務部調査課

14.5-118



凡例

寄贈本

一、無盡は庶民金融機關として、支那の都鄙を通じて、最も廣く行はるゝ制度であるが、之に關する研究は全く等
附に附せられて居る現狀である。本稿は固より無盡に關する系統的的研究ではなく、只各地に於ける慣習を蒐録し
たるに止まるものであるが、以て研究者の参考に資するに足らば幸甚である。

本稿は各省の民商事習慣調査會の報告書、中國民事習慣大全（上海益書局發行）、大理院判例要旨匯覽等よ
り無盡に關するものを抽出して翻譯したるものである。

慣習上の術語は「
印を附して原文の用語を使用することに務め、必要なるものには（）内に譯者の譯註を附
し、
に關するものは其意味を了解することに能はざる箇所あるに依り、只假名混り文に讀みたる

ま・を載せて参考に資するものである。
一、本稿は當課職員山田弘之の編譯に係る。

昭和三年十月

庶務部調査課



支那に於ける無盡の慣習

目次

奉天省	一
一、西安縣の「請錢會」	一
(一)「拔會」	一
(二)「搖會」	二
(三)「七賢會」	三
二、奉天省城の「請錢會」	五
(一)「請會」(「請錢會」の發起)	五
(二)「拔會」(入札に依り給付受得者を定むる集會)	六
(三)「請錢會」の終了	七
黑龍江省	八

目次

一、『公積聚金大會』……………八

二、龍江縣の慣習……………九

三、青岡縣の慣習……………一三

四、景星設治局の慣習……………一四

五、黑龍江省城の慣習……………一四

 (一)『積金聚會』……………一四

 (二)『幫會』……………一五

 (三)『拔會』……………一五

山東省……………一六

一、『齊搖會』……………一六

二、『長壽會』……………一七

三、『紅禮社』……………一七

四、『板社』……………一八

直隸省……………一九

『積金會』……………一九

陝西省……………二〇

一、『畫會』……………二〇

二、『搖錢會』……………二一

三、『賻老會』……………二二

四、『孝衣會』……………二二

安徽省……………二三

『七賢會』……………二三

福建省……………二四

『義會』……………二四

無盡契約に關する大理院の判例要旨……………二五

無盡講の組織する人選の異同
 一、請銭會
 二、落札者
 三、會友
 四、會首
 五、會友
 六、會友
 七、會友
 八、會友
 九、會友
 十、會友

支那に於ける無盡の慣習

奉天省

一、西安縣の「請銭會」



西安縣一帶に於ける「請銭會」（無盡講）の慣習は次の三種に分たれる。
 「請銭會」（無盡講）の慣習は次の三種に分たれる。
 「拔會」（競争入札の方法に依り給付受得者を定むる講會）は「請銭會」にも稱せられ「會首」に於て之を組織する。例へば甲一百圓の「會」を起さんとするは、甲「會首」を爲り、乙丙等十人を請集して「會友」を爲し、合計十一人にて之を組織する。第一回には各「會友」より各十元を醸出し、合計一百元を「會首」に給付する。其後十日又は二十日若くは若干日を経て第二回の會を開く。第二回には「會首」は既に第一回に給付を受けたものであるから之を除き、乙丙等の「會友」十人が各自己の負擔せんとする利息の額を密書し、其紙片を捻りて碗の内に入れ、然る後一同の面前にて同時に捻紙を開き、其負擔せんとする利息の最多額なるものを以て「得會者」（落札者）とする。例へば、乙が其負擔せんとする利息の額を六角と書き、丙、丁以下の者は五角又は三角等と書きたるときは乙が落札し、乙は現實には九十四元六角の給付を受けて一百元の給付を受けたるものと看做される。何となれば、乙が六角の利息を負擔するこゝを認めたるに依り、丙丁等九人は各九元四角

支那に於ける無盡の慣習

のみを醜出し、合計八十四元六角に『會首』の醜出すべき十元を合せて九十四元六角と爲るからである。其後更に若干日を経て第三回の會を開く。第三回には既に給付を受けたる『會首』及び乙を除き、丙丁等九人が第二回と同様の方法に依りて入札を行ひ、丙の負擔せんとする利息の額が九角にて最多額なるときは丙が落札し、丙は現實には九十二元八角の給付を受ける。何となれば、丙が九角の利息を負擔することを認めたるに依り、丁戊等八人は各九元一角のみを醜出し、合計七十二元八角に『會主』及乙の醜出すべき各十元を合せて九十二元八角と爲るからである。第四回以下は上記の如くにして會を開き、第十一回に至り滿會と爲りて會の存続期間を終了する。

『會友』の人数は或は二十人、十五人、八人、七人なることあり、『會金』の額も多きは二百元又は五百元なることあり、少きは二十元又は十元なることあつて一様でないが、要するに第一回の會に於て各『會友』の醜出すべき金額の標準は、『會金』の總額を平均して之を分配するものであり、第二回以下の『拔會』に於ては各『會友』をして其負擔せんとする利息の額を密書せしめ、其の利息の最多額なる者を以て『得會者』(落札者)とするものであつて、此の『拔會』は湯屋の店員又は理髮師等を發起者とすることが多い。

(二) 『搖會』 『搖會』(骰子を振りて給付受得者を定むる講會)の組織は略ぼ『拔會』と同様であるが、第二回以下は骰子を用ひ其振出したる點數の最も多き者を『得會者』(當籤者)とするものであつて、骰子は六箇或は四箇或は三箇を用ふることもある。例へば、甲『會首』と爲り、乙丙等十人を請集して『會友』と爲し、十一人を以て一百元の『會』を起したるときは、合計十一回の會を開き、第一回には各『會友』より十元づつを醜出して

甲に一百元を給付し、第二回には甲は十元、乙丙等は各九元を醜出して一百元と爲し、『會首』甲を除き其餘の十人にて骰子を振り、乙の振り出したる點數が最も多きときは乙を以て『得會者』とする。第三回以下は右の例に倣ふものであるが、左に一百元會の例に就て之を表す。

回數	『會首』の醜出額	『會友』中『既得會者』の數	『既得會者』の醜出額	『會友』中『未得會者』の數	『未得會者』の醜出額	『會金』の總額	『得會者』
第一回	100元	1人	100元	10人	100元	1000元	『會首』 『會首』を除き骰子の最高點者 『會首』及『既得會者』を除き骰子の最高點者
第二回	100元	1人	100元	9人	90元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第三回	100元	2人	130元	8人	80元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第四回	100元	3人	130元	7人	70元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第五回	100元	4人	130元	6人	60元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第六回	100元	5人	130元	5人	50元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第七回	100元	6人	130元	4人	40元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第八回	100元	7人	130元	3人	30元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第九回	100元	8人	130元	2人	20元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者
第十回	100元	9人	130元	1人	10元	1000元	『會首』を除き骰子の最高點者

(三) 『七賢會』 『七賢會』(七人にて組織し給付受得者を豫定し置く講會)は甲『會首』と爲りて乙丙等

あつて、紹介人は直ちに代つて其金錢を辨濟しなければならぬ。

(二) 『拔會』 (入札に依り給付受得者を定むる集會) 『拔會』に就ては左の三項に分ちて之を記述する。

(甲) 『拔會』期日、『拔會』の期日は通常は『會底』交付の日以後のものであらざれども『會底』の交付の日、『拔會』を開くこともある。『請錢會』發起の時に於て先づ若干期間を経過する毎に一回の『拔會』を開くことを議定するものであつて、其期間は多くの場合一月をせられ、『會友』が『會底』を交付したる後一月を経過したる日を第一回の『拔會』期日とし、更に一月を経過したる日を第二回の『拔會』期日とし、第三回以下も同様である。『會底』の交付の日を第一回の『拔會』期日とし、更に一月を経過したる日を第二回の『拔會』期日とし、第三回以下も同様である。第何回云ふことは之を『第何拔』と稱し、『拔會』の回数は講員の人數に符合する。蓋し各『會友』が必ず一回『拔會』の落札者となることを要するからである。

(乙) 『拔會』の落札者、多數の『會友』中何人が先に落札し、何人が後に落札するか云ふことは各會友の競争の最も激烈なる點であつて、之を確定する方法は次の如くである。即ち、紙片を用ひて各會友が自己の負擔せんとする利息の額を記載し、『紙圖』と爲して器内に投入したる後順次に之を取り出し、其利息の最多額なる者を以て落札者とし、利息の額が同じき場合には『紙圖』を取出したる順序の先後に依りて之を定むるのである。例へば、『拔會』の掛金額が五元なる場合に甲『會友』の負擔せんとする利息が二元で、乙『會友』

の負擔せんとする利息が一元なるときは甲『會友』を以て落札者とし、甲『會友』と乙『會友』とが同じく一元又は二元なるときは先に『紙圖』の取り出されたる甲又は乙を以て落札者とする。落札者の確定後其他の各會友より落札者に給付すべき『會金』(掛金)を『大牌子』『小牌子』の區別に依りて『會東』に交付するときは、『會東』は更に之に『會底』の一部即ち前に該落札者の交付したる『會底』であつて『會東』の講會毎に償還すべきもの、一部を合して、落札者に給付する。而して『拔會』の後該落札者より講主に對して擔保を提供することもあるが、然らざる場合もある。

(丙) 『拔會』の掛金、『拔會』の掛金額は各『會友』より落札者に對して給付すべき金錢の額であつて、『會東』の償還すべき『會底』は、此の内に含まれない。掛金の額は通常『會底』の半額であつて、『會底』が十元なるときは、五元を以て『拔會』を開き、此五元を掛金の額とするけれども、『會友』の實際贖出すべき金額は一樣でなく、前に落札したる『會友』は必ず掛金の全額を贖出すべきものであつて、之を『大牌子』と謂ひ、未だ落札せざる『會友』は落札者の負擔すべき利息の額を掛金より扣除したる殘額を贖出すればよいのであつて、之を『小牌子』と謂ふ。會東は『會底』の原額十割即ち會友の實際交付したる『會底』の額に一割を加へたるものを償還することゝ要するものであつて、『會東』には『大牌子』『小牌子』の區別がない。

(三) 『請錢會』の終了 『請錢會』終了の原因には次の二つがある。

(甲) 『拔會』期日に依る『拔會』の回数を完了したるとき、即ち全部の『會友』が各一度宛落札し、其交付し

たる『會底』及『拔會』毎に掛込みたる掛金を各先後して回収したるときは當然終了する。

(乙)『拔會』の期間内に『會東』が破産するか又は未だ破産せずとも、實際上既に『會底』を償還するこゝ能はざる状態に陥りたるこゝ及『會東』の一人又は數人が破産するか又は未だ破産せずとも實際上既に掛金を離出するこゝ能はざる状況に陥り、且つ『會東』にも代つて離出するの資力なきときは之を『荒閉』と稱し此の場合には『拔會』を開くこゝ第何回に達したるときも、直ちに之に因りて終了する。(瀋陽地方審判廳の調査報告)

黒龍江省

一、『公積聚金大會』

黒龍江省城には一種の『聚金會』なるものがある。其成立の要件は(一)人數を集むる事、(二)金錢を集むるこゝ、(三)定期に集會を開きて利益を取得するこゝの三である。其分配の手續には(一)骰子を用ひ其の『搖點』(振り出したる點數)の最高點者が掛金の給付を得るもの、(二)『密封』(入札)を用ひて各負擔せんとする利息の額を記載し、其利息額の多き者が掛金の給付を得るもの、(三)『會首』が其使用したる金錢を毎年順次に償還するもの、三種があり、『搖點』及び『密封』の兩種が最も普通に行はる。此の如き貸借關係は、一方は債權

者爲り、一方は債務者爲り、最初は會首の救援を目的とするが、其の結果は『會友』をして、各其利益を取得せしむるこゝ爲り、一般の貸借關係と異なる所がある。之を社會經濟の方面より觀察するも債權者債務者の雙方に利益を與ふるものであつて、實に一種の良好なる慣習と認むべきである。(黒龍江省民商事習慣調査會の報告書)

二、龍江縣の慣習

至急に金錢を需要するこゝあるも、資力なくして之を支辨するこゝ能はざる場合に於て、人民は講を發起して金錢借入の手段とするものであつて、講を發起する者は之を『會主』と謂ひ、發起者加入者の雙方に利益がある。例へば、某甲が『會主』と爲り、子丑等十二人を請集して加入せしめたるときは、最初其十二人より、各七十五兩合計九百兩を離出し、之を『會首』某甲に給付して使用せしめる。其後更に銀九百兩を集め、此場合には『會首』は銀九十兩を離出し、其他の十二人は各殘餘の八百十兩を十二分したる金額を離出して『搖會』(骰子に依り給付受得者を定むる集會)を開き、『會主』を除きて骰子を振り、其點數の最高なる者が『得會』(當籤)して、其集りたる九百兩の全部の給付を受ける。其後は毎年一回『搖會』を開き、毎回九百兩を集め、此場合には『會主』は毎回銀九十兩を離出し、既に『得會』したる者も亦銀九十兩を離出し、九百兩より『會主』及既に『得會』したる者の離出する金額を差引きたる殘額を均分して未だ『得會』せざる者の離出額とするものであつて、『既得會者』は再び骰子を振るこゝを得ない。此講の存續する年數は『會主』を除きたる加入者の人數と一致するものであつて、

存続期間満了の時に於て存在する剰餘金は、子丑等十二人にて均分し、『會主』は其配當に與からない。存続期間の中途に事故に因りて停會したるときは『既得會者』も『未得會者』も共に會主に對し決算を爲して相互の清算を行ふ。此講は之を『聚金大會』又は『搖會』と稱せられ、其由來古くして最も信用のあるものであつて、民間には之に藉りて富を致したる者もある。(民國七年四月二十七日龍江地方審判廳の報告)

附 錄

(一) 『會序』(講則)の一例、

積金濟友云ふことは原通財の義である。『積金聚會』は『承會者』(發起者)に利益あるのみならず、其『佃會者』(加入者)にも亦利益あるものであつて、先哲傳來の共富の佳術である。依つて此の意味に於て十二人を集め、各七十五兩の出資を請ひ、毎年『搖佃』(骰子を振りて給付受得者を定めること)を行ひ、十二年を以て滿會とする。毎年八月を以て『搖佃』の時期とする。左に謹んで其芳名を『搖法』を詳記して『序』とする。

『搖會』(骰子に依り給付受得者を定むる集會)は毎年一回之を開き、『會主』及『既得會者』(當籤者)は毎年九十兩を醸出し、『未得會者』は後に記載する所に依りて毎年掛金を醸出する。骰子を振るときは勝負を天運に委ね、點數の多き者を以て『得會者』とする。若し骰子が他の骰子と重り合ふ等のことに依り點數を明瞭にすること能はざるときは、探點せずして、改めて、振り直すものとし、互に争ひを爲すが如きことなく、通財の義を失

はざらんことを期するものである。

成富堂記	第一會	『搖會』の掛金	六十七兩五錢
鼎泰廣記	第二會	同	六十五兩四錢五分四厘
永和公記	第三會	同	六十三兩
同順永記	第四會	同	六十兩
公和店記	第五會	同	五十六兩二錢五分
同來店記	第六會	同	五十一兩四錢二分九厘
會盛堂記	第七會	同	四十五兩
慶昇當記	第八會	同	三十六兩
福善堂記	第九會	同	二十二兩五錢
萬盛合記	第十會	『搖會』の掛金なし	
天合潤記	第十一會	『搖會』の掛金なく剰餘金銀九十兩	
和盛號記	第十二會	『搖會』の掛金なく剰餘金銀一百八十兩	

『會末』増 盛 和 記 謹具

光緒二十年八月二十七日

支那に於ける無盡の慣習

尙ほ某々堂記等は一項を爲し、第一會、第二會の番號も一項を爲すものであつて、所謂第一會は第一回の『搖會』を云ふことであつて、『會主』が九十兩を醸出する外其殘餘額八百十兩を十二人に於て各銀六十七兩五錢宛醸出すべく、所謂第二會は第二回の『搖會』を云ふことであつて、講主及第一會に『得會』したる者が各九十兩を醸出する外、其殘餘額七百二十兩を十一人に於て各銀六十五兩四錢五分四厘宛醸出すべく、其他も之に倣ふものであつて、成富堂が第一會又は鼎泰廣記が第二會を謂ふことでないことを併せて茲に説明して置く。

(二) 黑龍江省總商務會公函第二十一號

拜復、本年八月貴廳より陳成富對增盛和に係る『搖會』醸金に因る訴訟事件に關し、前便を以つて貴會に於て『搖會』の慣習が正當なるものなりや否やを調査せられんことを依頼し置きたる所、既に長月日を經過したるに拘らず未だに其回答に接せざるに依り、茲に文書を以て御催促致す次第に候間至急御回答下さらば幸甚の至りに御座候この御書面に接し申候。陳者黑龍江省に於ける『搖會』の慣習は今日に始りたるものに非らずして、其由來既に古く、市場に於ても民間に於ても此に藉りて富を致したる者もあり、以前より社會上最も信用ある講を認められ、此を『公積聚金大會』と稱し居り候。其實際の狀況に在りては『請會者』(發起者)、『塾會者』(加入者)の雙方に裨益する所ありて、此講の性質は實に正當のものに御座候。現に市場及び民間に在りて急迫の際講を發起し又は講に加入するの事實は少からざる所に御座候間、此講は社會上之に保護を加へて其信用を維持せしむべきものと存せられ候。茲に『搖會』の慣習は正當なるものなりこの事情に付き御回答申上候間、右御了承の

上處理實行せられんことを願上候。以上。

龍江地方審判廳御中

中華民國六年五月九日

三、青岡縣の慣習

青岡縣に於ては『聚金會』の慣習は多く行はれずして、僅かに二三の小商人が時に講を發起して金銭を借入る、ここに過ぎない。其方法は次の如くである。例へば甲金銭を要するところあるときは其知人たる乙丙丁戊等より各若干の金銭を借入る。此場合甲は之を『會頭』と云ひ、乙丙丁戊等は之を『會友』と謂ひ、『會頭』よりは『請會』(發起)するを云ひ、『會友』よりは『隨會』(加入)するを謂ふ。『抓會』(入札に依り給付受得者を定むる集會)の期日は三月、六月、九月及臘(十二月)又は二月、五月、八月及『冬至』(十一月)とし、其期日には豫め『會頭』より之を『會友』に通知して招集を爲し、各員をして利息負擔額を申出でしめ、其利息負擔額の多き者を以て『得會者』とする。其利息負擔額を申出づる方法は各自が其利息額を紙片に密書するのであつて、利息額の同じきときは、片紙を取出したる先後に依りて『得會者』を定むる。『得會者』の確定後其利息を除きたる講金の殘餘額を會友に於て負擔し之を『得會者』に給付する。之を『趕會』と稱する。一年の後には其會を完了し、其利息は最後の『得會者』に厚くて最後の『得會者』が最も利益を得ることとなる。(民國七年八月八日會員兆麟許彭齡

支那に於ける無盡の慣習

の報告)

四、景星設治局の慣習

景星設治局に於ける『公積聚金』の慣習には骰子を用ひ、其點數に依りて當籤者を定むるものも、順次交替の方法に依りて當籤者を定むるものもがあり、前者は利息が軽く後者は利息が重い。其孰れの方法に依るかは『會首』が會を發起するの時に於て之を定むる。會の名稱には『八仙』も『蘇九』も『蘇三十』も云ふのがあるが大抵は人數の多寡に依りて之を命名するものである。(民國七年七月十四日會員李暹の報告)

五、黑龍江省城の慣習

(一) 『積金聚會』 『積金聚會』と稱する會は、最初は『請會主』(發起人)より親友十二人に請ひて各銀五十兩を離せしめ、合計六百兩を集めて『會首』(講主)先づ之を使用する。嗣後第二年よりは毎年仍ほ銀六百兩を集め、第二年に集むる六百兩は『會首』より銀六十兩を離出し、殘額五百四十兩を十二人にて平均に離出し、其の講金六百兩は十二人にて骰子を振り、其點數の多き者が當籤者として之を使用する。第三年に集むる銀六百兩は『會首』より六十兩及前年に當籤したる者より六十兩を離出し、其殘額四百八十兩を十一人にて平均に離出する。嗣後毎年此の如くして骰子を振り、十三年を以つて完了するものであつて、全部の人が利益を受くるのである。

である。



(二) 『幫會』 『幫會』と稱する會も『會主』より親友十人(又は五人)に請ひて各銀若干を離せしめ、十年に分ちて之を償還し、利息を付することなく、毎年一人宛償還して行くものであるが、毎年十人に對して償還して行く方法もある。

(三) 『拔會』 拔會と稱する會も『會主』より、親友たる甲乙丙丁戊等十人に請ひ、各一百吊又は二百吊を離せしめて合計一千吊又は二千吊を集め、三箇月に一回又は五箇月に一回『拔會』を開くことを定めて、先づ其一千吊又は二千吊を『會主』に於て使用し、次回の『拔會』の時には『會主』より一百吊又は二百吊を離出し、加入者十人に於て各負擔せんとする利息の額を書きて密封し、一同の面前にて之を開封し、其負擔せんとする利息の額の多き者をして其『拔會』の講金を使用せしむるものである。例へば其の拔會に於て集むべき講金を一千吊とし、會主より一百吊を離出するときは、殘額九百吊を爲り、甲乙丙丁戊等に於て、各其負擔せんとする利息の額を書き密封して之を差出し、開封の結果甲の利息が一百吊にして乙の利息が一百五十吊なるときは、其講金を乙に給付して使用せしめ、『會主』の離出したる二百吊及利息一百五十吊を除きたる殘額を十人にて平均に離出するものであつて、此も亦利益を得るの一法である。(民國七年八月五日總商務會の報告)

山東省

一、『齊搖會』

(山東省城武縣、淄川縣、東阿縣、歷城縣、臨邑縣、福山縣、蓬萊縣、寧陽縣、濟寧縣等の慣習)

民間に在りて急に金錢の入用ある場合には自ら『會主』(講主)を爲りて『會友』(講員)十人を集め、其等級を占定して必要の金額に滿つるようにし、先づ需要する金額を給付せしめ、『會主』に於て之を使用する。而して『會友』には等級の差別があるから従つて其離出すべき『會費』(掛金)も同額ではない。例へば『會主』が十萬文を必要とする場合には其第一等を占めたる『會友』は『會費』一萬四千五百文を、第二等を占めたる『會友』は『會費』一萬三千五百文を離出すべく、斯くして順次に減額し第十等を占めたる『會友』の『會費』は僅かに五千五百文を爲りて十萬文の金額に適合する。第二回の集會の時には第一等の『會友』が其講金を取得するものとし、其第一等の會友の離出すべき『會費』は『會主』が之に代つて離出する。嗣後集會毎に右に倣ひ第十等の『會友』が講金を取得したる後に於て其會を閉づる。會の存續期間は大抵五年の長期に互る。

右の慣習は其名稱一様ならずして、或は之を『拔會』と謂ひ、或は之を『請搖社』と謂ひ、或は之を『積金會』と謂ひ或は之を『協濟會』と謂ひ、或は又之を『雲遊會』と謂ふも其内容は皆一様であつて、『會主』は之

に因りて巨額の資金を得て、一時の急を救ふことを得べく、『會友』も亦之に因りて零碎のものを積み立て纏りたる金錢を得て、正當の用途に供することに得べく、殊に社會經濟上に裨益する所が少くない。

二、『長壽會』

(山東省滕城縣、臨淄縣、東阿縣、濰澤縣、福山縣、濟陽縣、曹縣、惠民縣、昌邑縣、鄒平縣、嘉祥縣、無棣縣、高苑縣、濰化縣、鄒縣、淄川縣、觀城縣、德平縣、蒲台縣、蓬萊縣等の慣習)

『長壽會』は専ら老親喪葬の費用を豫め準備し置く目的の爲めに組織せらるるものであつて、集會の始めに規約を定め、『會員』中の一人を推舉して『會主』と爲し會務を主宰せしめる。『會員』中に老親の喪葬を爲すべき者ある場合には『會主』より各『會員』に通知し、前に議定し置きたる所に従つて各『會員』より『會費』を納めしめ、之を以て其者の喪葬の用に應ぜしめ、利息を取らざるものである。斯の如くして各『會員』の老親が全部死亡したる場合に於て始めて其會を解散する。

三、『紅禮社』

(山東省惠民縣、鄒平縣、嘉祥縣、無棣縣、歷城縣、高苑縣、昌邑縣、濰化縣、觀城縣等の慣習)

『紅禮社』の目的は子女婚嫁の費用を豫め準備し置くに在るものであつて、其辦法は『長壽會』と相似たるもので支那に於ける無盡の慣習

ある。

『長壽會』及『紅禮社』の慣習は老親又は子女の婚喪の費用を準備し置く爲めに組織せらるゝものであつて鄆平縣、歷城縣、嘉祥縣、無棣縣及霑化縣の五縣にては之を一括して『紅白會』と謂ひ、昌邑縣にては之を『孝帽會』及『紅帽會』と謂ひ、高范縣にては之を『義助社』及『子女會』と謂ふ。臨淄縣にては喪事に關する一種の會あるのみにて之を『長壽會』と謂ひ、東阿縣にては之を『老亡社』と謂ひ、荷澤縣にては之を『老公會』と謂ひ、福山縣にては之を『助葬會』と謂ひ、濟陽縣にては之を『孝子社』と謂ひ、曹縣にては之を『老翁會』と謂ひ、淄川縣にては之を『老人會』と謂ふ。鄆縣にても亦之を『老人會』と謂ふが、鄆縣の『老人會』は各『會員』の離出したる『會費』を以て喪具一式を購入して『會員』の喪葬の用に供し、更に各『會員』より『會費』を納めて其用意を爲し置くものである。其他蒲臺縣の『提燈會』蓬萊縣の『燈籠會』等其名稱は各同じからず雖も、其性質には毫も差別なく、平時に於て其準備を爲して事あるの時に臨んで、大勢の力に依りて其事を爲すに易からしめんとするものであつて、貧民に取りて甚だ便利である。

四、『板社』

(山東省德平縣、霑化縣等の慣習)

『板社』に加入したる者は毎月『社資』(掛金)若干を離出し、之を『板社』内に永年貯蓄して利息を生ぜしめ、

其利息を以て棺木を購置し、『社員』中の家族が死亡したる場合に之を使用せしむるものであつて、中途にて脱退したる者には其掛込みたる『社資』の中より棺の代價を差引きて殘餘あれば之を返還し、不足なるときは之を追徴する。

『板社』の慣習は『長壽會』等前述種々の會の専ら老親の喪葬費用を準備し置くを目的とするものよりも其範圍比較的廣く且つ永久の機關であつて其用意は頗る深遠である。

直隸省

『積金會』

(直隸省清苑縣の慣習)

保定の『積金會』は俗に『搖會』と稱せられ、『會首』(講主)に於て『會簽』(講籤)の多寡を定めて一つの會を組織する。『會首』は會を開く以前に『會友』を集めて一回の『吃會』(會食)を行ひ、其費用は『會首』に於て之を負擔する。『會簽』の數は『會友』の數を以て標準とする。『積金會』には『五請三拔』のもの、『三請二拔』のものがあるが、『五請三拔』以上のもの及『三請二拔』以下のものもある。而して是は總て『會首』に於て定めるものであつて『會友』の之に異議を述べたるが如きことはない。『會友』の人數は百名前後であつて、其期間は十年を越ゆることを得ずして、滿會(完會)と爲るべきものである。會を發起するに際して『五請三拔』と爲

支那に於ける無盡の慣習

したる場合に『五請』は五吊錢を以て『老會錢』と爲し、全部之を『會首』に給付し、嗣後毎月の講會毎に其『老會錢』内より湯茶料其他講會の雜費を差引きたる殘額を毎回の『得會者』（當籤者）に對して償還するものであつて、其『三拔』は三吊錢を限度として『白簽』（白籤）は二吊以上を『黑簽』（黑籤）は三吊を離出するものとし、毎月の『搖會』（骰子を用ひて當籤者を定むる集會）には二十四點を以て最高點とし、『得會者』は其『搖會』に於て『黑簽』及『白簽』の者より離出したる金錢の全額を取得し、次回には前回に『得會』したる者は全部『黑簽』と爲りて滿會に至るまで毎月三吊錢を離出するものであるから即ち『三拔』である。『未得會者』は依然として『白簽』であつて最後の滿會に於ける『白簽』の一人は他の全員が『黑簽』を以て離出したる金錢の全部を取得する。搖會の慣習は之を賭博を以て論ずること能はず、此方法に因りて經濟界の流通を便にすべく、又發起者加入者の雙方に利益ありて毫も損失なきものである。

陝西省

一、『畫會』

（陝西省葭陰縣の慣習）

『畫會』は必ず神を祀ることに假託するものであつて、例へば郷民が同じく一の神を祀り、祀神の日に先づ一人に於て宴席を設け三十二人を請集して各人が五元宛を離出し、其全額を貯蓄して利息を生ぜしめ、其利息を以て祀神

の費用及宴會の費用に充つることを協定する。次回の祀神の日にも同一人に於て宴席を設け會員を請集して入札を行ひ、其集會に於て各人が離出すべき掛金の最小額を記載したる者を以て『得會者』（落札者）とする。『既得會者』は毎回五元を離出することを要し、『未得會者』は『得會者』の記載したる金額だけを離出するものとし、三箇月を以て一集會の期間とし、三十二期間を以て其會を終了する。最後に『得會』したるものには各人より銀五元宛を給付して入札を行はない。入札は先に利息を差引くの意を含有するものであつて、其利息の多寡は一定することなく、例へば金錢を需要すること最も急なる者が第二回の集會日に銀三元と記載して『得會』し、自己の掛金を除きたる外銀九十三元を受得したるときは、其會の終了するまでの八年間に銀百十五元之多額を離出することゝなる。

二、『搖錢會』

（陝西省維南縣の慣習）

每會一局。或は十人或は八人均しく可なり。先づ會首より筵を備して召集し。每人各出錢若干を議定し。會首に交給して使用せしむ。嗣いで三箇月或は五箇月に於て過會一次し。會内由り頭錢を出買して。拈鬮搖會す。名づけて買會と曰ふ。得會後は會主暨び其他の會員由り、各議定の錢數に照らして。得會人に措給す。此の如く按期過會し。必ず在會の各員が、均しく過會を得て而して後已む。

三、『賻老會』

(陝西省華陰縣の慣習)

『賻老會』は多く親の喪葬を爲すの資力なき者に依りて發起せられる。其法は十人の者が『會員』たることを約定し、『會員』の父又は母が死亡したる場合に於ては其他の九人より各銀五元を醗出するものとし、必ず十回醗出したる後始めて其會を完結するものである。

四、『孝衣會』

(陝西省雒南縣、華陰縣等の慣習)

『孝衣會』即ち『孝義會』は貧民にして家に父母あるも、豫め後事に備ふるの資力なき者が之と相等しき者を集合して一の會を組織し、各人各『會費』若干を醗出することを議定し、之を儲蓄して利息を生ぜしめ、『會員』の父又は母が死亡したる場合に於て、會の規約に照して金錢を贈給し、以て喪葬を助くるものである。

安徽省

『七賢會』

(安徽省天長縣の慣習)

天長縣に於ては資金の需要に缺くる所ある者は往々其親友に請ひ『七賢會』を組織して應用に資する。例へば甲が『會主』(講主)となりて乙丙丁戊己庚辛七人を請集して『會友』(講員)と爲し、毎回の講金を一百元と議定したるときは、先づ乙は二十一元を醗出して『第一會』(第一回の給付受得者)と爲り、丙は十八元五角を醗出して『第二會』(第二回の給付受得者)と爲り、丁は十六元を醗出して『第三會』(第三回の給付受得者)と爲り、戊は十四元を醗出して『第四會』(第四回の給付受得者)と爲り、己は十二元を醗出して『第五會』(第五回の給付受得者)と爲り、庚は十元を醗出して『第六會』(第六回の給付受得者)と爲り、辛は八元五角を醗出して『第七會』(第七回の給付受得者)と爲り、其合計一百元を『會首』に給付して使用せしめる。之に對し『會首』甲は第何回の會には何人が給付を受くべきかを記載したる『會書』(講證)七通を作成して乙丙丁戊己庚辛に交付する。以後一年又は半年毎に一回の會を開くものとし、第七回の會に至りて其存續期間を終了する。第一回の會には乙一百元の給付を得べく、甲は乙の醗出すべき二十一元の掛金を乙に代つて醗出し、丙丁戊己庚辛は仍ほ各前記の掛金を醗出する。第三回の會には丙一百元の給付を得べく、甲は丙の醗出すべき十八元五角の掛金を丙に代つて醗出し、乙は以後毎回二十一元の掛金を醗出し、丁戊己庚辛は仍ほ前記の掛金を醗出する。第三回以後の會も右の如くする。其他十元又は五十元又は二百元を以て一會と爲す場合に於ても、常に『會金』(講金)の多寡に應じて掛金の大小を定むるものであるが、此七年の間に往々にして『會首』又は『會友』に經濟上の變動を生じて其會を完全に終了すること能はず、因つて『會首』と『會友』間に訴訟を惹起することが甚だ多い。

支那に於ける無盡の慣習

福建省

『義會』

(福建省廈門縣の慣習)

廈門の民間にては營業を企圖するも資本なき場合に親戚朋友を集めて一の會を組織し、其『會金』(講金)を以て資本に充當するを常とし、俗に之を『義會』と稱する。其會の發起者は之を『會首』(講主)と謂ひ、其他を『會脚』(講員)と謂ふ。『會脚』は多くも三十名を越ゆることを得ざるものとし、各同額の『會金』(掛金)を離出して之を『會首』に給付する。嗣後毎月一回競争入札に依る集會を開き、其負擔せんとする利息の最も多き者を『中彩者』(落札者)として之に各『會脚』より離出したる講金を給付する。『中彩者』は嗣後集會毎に其給付を受けたる講金の一定額を集會期日毎に『會首』交付するのみにて、入札を行ひて『得彩』(落札)を期することを得ないが、(俗に此『既得彩』の會を『死會』と謂ふ。)'『未中彩者』は集會期日毎に集會の場所に集りて更に入札を行ふものであつて、(俗に『未得彩』の會を『活會』と謂ふ。)'他の地方に於ける會と異なる點は此に在る。

無盡契約に關する大理院の判例要旨

(民國三年大理院判決上字第九三一號)

『集會契約』(無盡契約)の目的は各會員をして同等の利益を受くることを得せしむるに在り、且つ其性質は合夥契約(組合契約)と頗る相類似したるものであるから、各會員が尙ほ未だ完全に其出資を回收せず又は其給付を受けたる所の他の會員の出資を償還せざる以前に在りては、各會員の間には均しく仍ほ共同の利害關係を保持するものであつて、其間に差異を認むることを得ざるものである。右に依りて論斷するときは各會員中に實際資力を喪失して其償還又は出資の義務を履行することに能はざる者を生じたる場合に於て、其此に因りて生じたる損失は特別の約定ある場合を除くの外當然各會員に於て之を分擔すべきものであつて、其損失の全部を未だ會款(講金)の給付を受けざる者にのみ歸することを得ない。

昭和三年十一月十五日印刷
昭和三年十一月二十日發行

編輯兼
發行人

佐田弘治郎

南滿洲鐵道株式會社庶務部調查課

印刷人

山田浩通

大連市近江町九十一番地

印刷所

東亞印刷株式會社大連支店

大連市近江町九十一番地

發行所

南滿洲鐵道株式會社

145
118

終